

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、次の目標を設定します。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 相談支援体制の充実・強化（新たな項目）
- (6) 障害福祉サービス等の質の向上（新たな項目）

1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進めるために、現在施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込んだ上で、令和5年度末時点で地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数(A)	122人	
令和5年度末の施設入所者数(B)	122人	
【目標値】削減見込(A-B)	0人(0%)	国の目標1.6%
【目標値】地域生活移行者数	8人(6.6%)	国の目標6%

【目標値設定の考え方】

- 施設入所者数は、施設入所者の高齢化及び重度化が進み、入院や死亡が退所理由であることが増えている。地域生活への移行が難しい状況や障がい者の将来のニーズを見据え、現状維持とします。
- 施設入所者の地域生活への移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現しつつ、緊急度が高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備し、地域における保健・医療・福祉の連携支援体制の強化を行うことで、1年以上長期入院患者のうち地域生活へ移行が可能になる人及び早期退院が可能になる人の増加を目指します。

※ 今期の計画には精神病床における長期入院患者の地域移行に伴うサービスは、見込んでおりません。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】保健・医療・福祉関係者による協議開催	—	年1回

【目標値設定の考え方】

- 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神科医療機関、その他医療機関、地域援助事業者、市などの連携による支援体制を充実させ、保健・医療・福祉関係者による協議を定期的に開催します。

3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の機能を満たす拠点です。本市では、令和5年度末までに、東濃圏域での設置、運用を目標とします。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】地域生活支援拠点等の整備	—	圏域で1つ

【目標値設定の考え方】

- 厚生労働省の定める指針においては、令和5年度末までに年1回以上の運用状況の検証及び検討を行うことを目標としています。
- 地域生活支援拠点等の整備完了後においても、機能の充実・強化に向けた継続的な検証を行います。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練））を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。また、今回からは、この目標を達成するため、就労移行支援事業等のそれぞれについて、利用者数に係る目標値を設定します。

あわせて、就労定着支援事業の利用率の目標値を設定します。

項目	数値	備考
令和元年度年間一般就労移行者数	7人	
【目標値】令和5年度年間一般就労移行者数	10人(1.4倍)	国の目標1.27倍

項目	数値	備考
令和元年度末の一般就労移行者数のうち就労移行支援事業利用者数	5人	
【目標値】令和5年度末の一般就労移行者数のうち就労移行支援事業利用者数	7人(1.4倍)	国の目標1.3倍

項目	数値	備考
令和元年度末の一般就労移行者のうち、就労継続支援A型事業利用者数	2人	
【目標値】令和5年度末の一般就労移行者のうち、就労継続支援A型事業利用者数	3人(1.5倍)	国の目標1.26倍

項目	数値	備考
令和元年度末の一般就労移行者のうち、就労継続支援B型事業利用者数	0人	
【目標値】令和5年度末の一般就労移行者のうち、就労継続支援B型事業利用者数	0人(倍)	国の目標1.23倍

項目	数値	備考
【目標値】令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	10割	国の目標7割
【目標値】令和5年度の就労定着支援による職場定着率が8割以上の事業所数	2事業所(10割)	国の目標7割

【目標値設定の考え方】

- 厚生労働省の定める指針においては、令和5年度における福祉施設から一般就労に移行する者の数は、令和元年度実績の1.27倍以上とすることとされています。本市では、関係機関と連携することで、令和5年度において、令和元年度実績の1.4倍以上を一般就労に結びつけることを目標とします。
- 今回から新たに、一般就労移行については就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業のそれぞれについて、移行者数の目標値を定めることとなりました。各事業における国の目標、本市の目標は上記のとおりですが、本市では、いずれも市の利用実態を踏まえた目標値としています。
- 厚生労働省の定める指針においては、令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとされています。本市においては、一般就労移行者全員が就労定着支援事業を利用することを目標とします。
- 厚生労働省の定める指針においては、令和5年度末における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標としています。本市においては、市内就労定着支援事業所の2か所が厚生労働省の定める指針を達成することを目標とします。

5 相談支援体制の充実・強化

本市では、東濃圏域で連携し、基幹相談支援センターの設立等、相談支援体制の整備に向けて取り組んでいます。

しかし、障がい者等の増加などにより、相談支援事業所等に対する更なる支援が求められていることから、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行くための目標を設定します。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備	設置済み	設置済み
【目標値】基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催(年回数)	年1回	年2回

【目標値設定の考え方】

- 基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所で個別に対応することが難しいケース等を相談することで、障がいの種別や各種のニーズに総合的・専門的に対応することが可能になりました。今後は、連携会議での定期的な情報交換の場の提供や、相談支援事業者の人材育成を行うことを目指した研修会等を整備していきます。

【発達障がい者等に対する支援】

発達障がい者等に対する子育てについて、相談できる場が少なく、また子育て経験者を探すことも難しいため、子育てや経験者との交流について支援等を行います。

項目	令和元年度	令和5年度
ペアレントレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	未実施	実施に向け検討
ペアレントメンターの人数	未実施	実施に向け検討
ピアサポートの活動への参加人数	未実施	実施に向け検討

【目標値設定の考え方】

- 発達障がい者等の保護者に対する支援は、発達支援センターの統合事業（令和6年開設予定）に合わせ、検討を行います。そのため、本計画期間では検討中としています。

6 障害福祉サービス等の質の向上

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められているため、本市の障害福祉サービス等の質を向上させるための目標を設定します。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加	—	年1回
【目標値】障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施	—	年3回

【目標値設定の考え方】

- 障害福祉サービス等に携わる者への各種研修の実施、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果や指導監査結果などの情報共有を行う機会・体制の構築を進めていきます。

2 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保の方策

1 訪問系サービス

(1) サービスの概要

項目	概要
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者など、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供や援護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	単位	実績量	見込量				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護	人分	70	72	74	76	78	
	時間分	808	830	860	890	920	
重度訪問介護	人分	2	1	1	1	1	
	時間分	166	180	180	180	180	
同行援護	人分	12	12	13	13	13	
	時間分	91	100	110	110	110	
行動援護	人分	1	1	1	1	1	
	時間分	2	2	2	2	2	
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	
	時間分	0	0	0	0	0	

(3) 見込量の確保のための方策

- 事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめとする事業者の参入促進を図ります。
- 今まで利用していた人だけでなく、新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえた上で、適切なサービスが利用できるよう努めます。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの概要

項目	概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者は、雇用契約に基づき働きます。
就労継続支援(B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者は、雇用契約に基づかず働きます。

就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に就労した人の生活面の支援、企業等との連絡調整を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所(福祉型・医療型) (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者支援施設又は医療機関で、入浴、排せつ、食事の介護など行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目		単位	実績量	見込量			
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	249	253	257	261	265	
	人日分	5,114	5200	5250	5350	5450	
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	0	0	
	人日分	0	0	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練)	人分	5	5	6	6	6	
	人日分	94	100	110	110	110	
就労移行支援	人分	30	35	40	45	50	
	人日分	552	650	750	850	950	
就労継続支援 (A型)	人分	127	135	140	145	150	
	人日分	2,606	2700	2800	2900	3000	
就労継続支援 (B型)	人分	191	200	210	220	230	
	人日分	3,401	3500	3600	3700	3800	
就労定着支援	人分	12	15	17	19	21	
療養介護	人分	9	9	9	9	9	
短期入所 (福祉型)	者	人分	35	36	37	38	39
		人日分	210	216	222	228	234
	児	人分	2	2	4	5	6
		人日分	4	4	8	10	12
短期入所 (医療型)	者	人分	1	4	4	5	5
		人日分	4	16	16	20	20
	児	人分	2	4	4	5	5
		人日分	14	28	28	35	35

(3) 見込量の確保のための方策

- 日中活動系サービスの適切な利用を図り、施設入所者の地域生活への移行を促します。
- 利用ニーズに応じたサービスの確保ができるよう、既存のサービス提供事業所と連携しながら、利用定員の拡大や新規事業の参入を促進します。
- 新規参入事業者に対して広く情報提供を行うとともに、既存事業所に対しても、多機能型による事業運営を提案する等、参入を促します。
- 就労移行支援によって就労に結びつかなかった利用者に対しても、就労継続支援の利用を促すとともに、就労継続支援の利用者が一般就労につながるよう支援します。
- 一般就労に移行した障がい者が、安定した就労生活を継続できるよう支援します。
- 市が率先して障がい者福祉施設に事業委託することにより、施設外作業を通して就労意欲を高められるよう努めます。
- 特に日常的に医療的ケアを必要とする重度障がい児者の家族が、身近な地域で安心してレスパイトサービス（※1）が利用できるよう、医療機関をはじめとする事業所への運営支援等を通じて、医療・福祉の人材の育成・確保に努めます。

※1 レスパイトサービス：介護の必要な障がい者や高齢者を一時的に預かり、家族の負担を軽くする援助サービス

3 居住系サービス

(1) サービスの概要

項目	概要
自立生活援助	夜間や休日、一人暮らしの住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人分	—	0	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	人分	85	85	100	110	120
施設入所支援	人分	122	122	122	122	122

(3) 見込量の確保のための方策

- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。また、グループホームの整備にあたって、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。
- 施設入所支援は、地域におけるセーフティネットの役割を担っており、そのニーズは依然として根強くあることから、グループホームや介護保険施設等との役割分担を明確にしながら、適切な支援の確保に努めます。

4 相談支援

(1) サービスの概要

項目	概要
計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業所等との連絡調整を行います。
地域移行支援	入所、入院している人のうち、地域生活への移行のための支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時に相談や必要な支援を行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	173	175	180	185	190
地域移行支援	人分	0	0	0	0	0
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0

(3) 見込量の確保のための方策

- サービス等利用計画案の対象者の拡大に伴い、相談支援提供体制の量的拡大を進めるとともに、サービス等利用計画の見直しや困難事例への対応が十分に機能するよう、人材育成及び地域体制の強化を図ります。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 相談支援事業等

(1) サービスの概要

項目	概要
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障がい者やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に要する経費の補助を行います。
相談支援事業	地域の障がい者の福祉に関する問題に対し、障がい者、その保護者や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービスの利用契約の締結や財産の保護が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対しての支援を行います。
市民後見人等人材育成事業	判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービスの利用契約の締結や財産の保護が適切に行われるようにするため、親族以外の方が後見人となる市民後見人を育成します。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	実績量	見込量				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	
相談支援事業(箇所数)	7	7	7	7	7	
成年後見制度利用支援事業(利用者数)	52	52	55	58	61	
市民後見人等人材育成事業	未実施	未実施	実施に向け検討			

(3) 見込量の確保のための方策

- 相談支援事業がサービス調整にとどまらず、障がい者の地域での暮らしを支援できるよう、事業者の質的向上を進めます。
- 障がいについての理解を地域全体で高めるために、必要な情報提供や啓発活動に努めます。

2 コミュニケーション支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者などの派遣、市が発行する文書などの点訳・音声訳などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(2) サービスの見込量

(年間件数)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣利用件数	86	50	80	80	80
要約筆記者派遣利用件数	30	15	25	25	25

(3) 見込量の確保のための方策

- 障がい者に対し、コミュニケーション支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- 登録手話通訳者・要約筆記者等の人数を増やすとともに、技術向上に努めます。
- 市が発行する文書等の点訳・音声訳等による情報提供を進めます。

3 日常生活用具給付等事業

(1) サービスの概要

項目	概要
日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、毎日の暮らしの手助けとなる日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。

(2) サービスの見込量

(年間、単位：件)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	4	5	5	5	5
自立生活支援用具	6	9	8	8	8
在宅療養等支援用具	20	13	17	17	17
情報・意思疎通支援用具	45	60	50	50	50
排泄管理支援用具	3003	3041	3020	3020	3020
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3	1	2	2	2

- ア. 介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドエアーマット
- イ. 自立生活支援用具：入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置、テーブルリフト、電動ページめくり装置、環境制御装置、音声標識ガイド装置
- ウ. 在宅療養等支援用具：透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、パルスオキシメーター
- エ. 情報・意思疎通支援用具：携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字電子手帳、視覚障がい者用音声読書機、デジタル録音図書読書機、パーソナルコンピュータ用特殊入力装置、携帯用会話補助装置専用大型キーボード
- オ. 排泄管理支援用具：ストマ用装具、紙おむつ、収尿器
- カ. 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)：障がい者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(3) 見込量の確保のための方策

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、個々の障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等を行います。

4 意思疎通支援者養成事業

(1) サービスの概要

項目	概要
意思疎通支援者養成事業	聴覚障がい者等の日常生活を支援し社会参加を促進するため、手話・要約筆記の各種養成講座を実施し、手話通訳者及び要約筆記者等を養成します。

(2) サービスの見込量

(年間)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
奉仕員養成研修事業	新規修了見込者数	15	11	16	15	10

※ 令和元年度は手話基礎講座を実施。令和2年度及び令和4年度は手話入門講座、令和3年度及び令和5年度は手話基礎講座をそれぞれ実施予定。令和3年度及び令和4年度は要約筆記者養成講座を実施予定。

(3) 見込量の確保のための方策

- 手話通訳者及び要約筆記者などを養成するため、希望者を積極的に募り養成講座を開催し、必要な人材の育成・確保に努めます。

5 移動支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込者数	17	21	25	30	37
延利用見込時間数	688	756	830	912	1,002

(3) 見込量の確保のための方策

- 移動支援の利用希望者の把握に努めます。
- サービス提供事業者と連携し、サービス提供の基準等を明確にするとともに、事業者がサービスを提供しやすい体制づくりを行い、サービス提供事業者の拡充に努めます。

6 地域活動支援センター事業

(1) サービスの概要

項目	概要
地域活動支援センター事業	障がい者が通い、地域の実情に応じて創作活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などの便宜を図り、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目		実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内	実施見込箇所数	1	0	0	0	0
	実利用見込者数	7	0	0	0	0
市外	実施見込箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込者数	1	1	1	1	1

(3) 見込量の確保のための方策

- 地域活動支援センターに通うことができる障がい者の把握に努めます。
- 地域活動支援センターを支援し、障がい者の相談に応じて必要な情報提供や助言が行えるよう、事業者の質的向上を図ります。

7 訪問入浴サービス事業

(1) サービスの概要

項目	概要
訪問入浴サービス事業	自宅での入浴が困難な障がい者に対して、特殊な入浴装置を持ち込み、自宅で入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持を促します。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施見込箇所数	2	2	2	2	2
実利用見込者数	9	10	10	10	10

(3) 見込量の確保のための方策

- 必要な人にサービスを提供できるよう、関係機関等と連携しサービス提供事業者と体制づくりを進めます。

8 知的障害者職親支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
知的障害者職親支援事業	知的障がい者の自立のため、職親（事業経営者等の私人）に預け、生活指導や技能習得訓練を行い雇用及び自立を促します。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
職親委託先数	未実施	未実施	検討		

(3) 見込量の確保のための方策

- 制度の担い手である職親の委託先等について情報収集を行います。

9 日中一時支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
日中一時支援事業	障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がい者に活動の場を提供し、日中の見守りを行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施見込箇所数	15	16	17	18	19
実利用見込者数	52	56	60	64	69

(3) 見込量の確保のための方策

- 障がい者・児が、介護者なしで家庭にひとり残されることのないよう、地域等と連携しサービスの調整を行います。

10 社会参加促進事業

(1) サービスの概要

項目	概要
自動車改造助成事業	身体障がい者が就労等のために自動車を改造する必要がある場合に、改造に要する費用の一部を助成します。
運転免許取得助成事業	障がい者が就労等のための自動車を必要とし、第一種普通自動車免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。
声の広報等発行事業	特に視覚障がい者に対して、市が発行する広報等の情報を音声訳して提供します。

(2) サービスの見込量

(年間)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造助成事業	実利用見込者数	5	6	6	6	6
運転免許取得助成事業	実利用見込者数	1	3	3	3	3
声の広報等発行事業	実利用見込者数	14	15	15	15	15

(3) 見込量の確保のための方策

- 自動車改造費及び運転免許取得費の助成制度の周知を図ります。
- 声の広報について、身体障害者手帳（視覚障がい）の新規取得者への制度の周知を図るなどし、利用者の増加につなげます。